



募集

市立児童館キャンプ指導員

子どもたちと共に生活し、指導をするキャンプ指導員を募集します。

- 対①18歳以上で心身ともに健康な方(高校生を除く)
 - ②子どもが好きで、2日間子どもたちと共に野外炊さんや活動ができる方
 - ③指導員打ち合わせ会・オリエンテーション・プレキャンプに参加できる方
- 人数 9人
□謝礼 8,000円(日額)×4日(実施日、オリエンテーション、プレキャンプ)
※一部保険料・昼食代など実費負担あり

◆キャンプ

時 8月7日(休)・8日(金)(1泊2日)
場 山梨県立八ヶ岳少年自然の家(山梨県北杜市高根町清里3545)

◆指導員打ち合わせ会

時・場 7月4日(金)午後7時～9時・イングビル3階

◆オリエンテーション・スタッフ最終打ち合わせ

時・場 7月25日(金)午前9時～午後3時・きらっと^{ほか}

◆プレキャンプ

時 8月1日(金)(予定)
申 市販の履歴書(写真貼付)に必要な事項を記入し、6月16日(月)までに、最寄りの児童館に持参(日曜日を除く午前9時30分～午後6時) ※郵送不可
問 北原児童館(☎042-461-2156)
◆児童青少年課(☎042-460-9843)

男女平等参画推進委員

- 審議内容 男女平等参画推進施策の推進に関する事項
 - 資格・人数 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方(他の審議会等委員との兼任不可)・5人
 - 任期 7月31日から2年間
 - 会議数 年6回程度
 - 報酬 日額1万800円
 - 選考方法 作文
- 申「魅力ある男女平等推進センターを目指して」を800～1,000字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記し、7月1日(火)(必着)までに、〒202-0005住吉町6-15-6住吉会館内男女平等推進係へ郵送・Eメールまたは持参(保谷庁舎3階協働コミュニティ課も可)
- ◆男女平等推進センター
(☎042-439-0075・✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp)

環境審議会委員

- 審議内容 環境基本計画に基づく施策の進行管理^{ほと}
 - 資格・人数 市内在住・在勤・在学の満18歳以上(4月1日現在)の方(他の審議会等委員との兼任不可)・4人
 - 任期 7月1日から2年間
 - 報酬 日額1万800円
 - 選考方法 作文
- 申「西東京市の環境の将来像について」を400字以内まとめ、住所・氏名・生

年月日・職業・電話番号を明記し、6月13日(金)(必着)までに、〒202-0011泉町3-12-35エコプラザ西東京内環境保全課へ郵送または持参
◆環境保全課(☎042-438-4042)

緑化審議会委員

- 審議内容 みどりの保護と育成に関する事項
 - 資格・人数 市内在住の18歳以上の方(他の審議会等委員との兼任不可)・3人
 - 任期 8月から2年間
 - 会議数 平成26年度は2～4回(平日昼間)、平成27年度は未定
 - 報酬 日額1万800円
 - 選考方法 作文
- 申「都市の緑の保全」を800字程度にまとめ、住所・氏名・生年月日・職業・電話番号を明記し、6月16日(月)(必着)までに、〒202-8555市役所みどり公園課へ郵送・Eメールまたは持参(保谷庁舎4階)
◆みどり公園課(☎042-438-4045・✉kouen@city.nishitokyo.lg.jp)

NPO市民フェスティバル実行委員

「第6回NPO市民フェスティバル」を企画・運営する実行委員を募集します。

□第1回実行委員会
時 7月5日(土)午後6時30分～8時
場 イングビル1階
対・定 市民活動団体や市内在住の方・20人(申込多数の場合は抽選)
申 電話・ファクス・Eメールで、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・件名「NPO市民フェスティバル実行委員」を添えて、7月3日(休)までに下記^問へ
問 市民協働推進センター(☎042-497-6950・FAX 042-497-6951)

✉yumecollabo@ktd.biglobe.ne.jp
◆協働コミュニティ課(☎042-438-4046)

市議会議員立候補予定者説明会

12月21日(日)執行の西東京市議会議員選挙に立候補を予定されている方を対象に説明会を開催します。
時 10月6日(月)午後2時
場 保谷こもれびホール
◆選挙管理委員会事務局(☎042-438-4090)

市議会定例会

第2回市議会定例会は6月6日(金)から開催される予定です。
本会議・委員会は、傍聴できます。日程などは決まり次第、市議会HPに掲載しますのでご覧ください。
なお、請願・陳情の提出期限などは、下記へお問い合わせください。
◆議会事務局(☎042-460-9861)

傍聴 審議会など

- 社会教育委員の会議
時 6月16日(月)午後2時～4時
場 保谷庁舎3階
内・定 今後の社会教育行政の運営体制について・5人
◆社会教育課(☎042-438-4079)
- 有償ボランティア輸送運営協議会
①時 6月18日(水)午後3時
場 防災センター6階
②時 6月24日(火)午後2時
場 保谷庁舎別棟
内 道路運送法第79条の6の規定に基づく更新登録申請に関する協議^{ほと}
定 各5人
◆障害福祉課(☎042-438-4033)

東京都施行型都民住宅の入居者募集

都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅で、仲介手数料・礼金・更新料は必要ありません。

- 住宅の所在地 都内全域
- 募集戸数(抽選募集) 127戸
- 申込資格 都内に居住している、自ら居住するための住宅を必要としている、所得が定められた基準に該当する^{ほと}
※詳細は募集案内でご確認ください
- 案内配布期間 6月2日(月)～11日(水)(土・日曜日を除く)
- 案内配布場所 保谷庁舎1階総合案内、田無庁舎2階ロビー、柳橋出張所、

ひばりヶ丘駅前出張所
※都庁・東京都住宅供給公社募集センター・同窓口センターでも配布
※申込書などは、案内配布期間中のみ同公社HP <http://www.to-kousya.or.jp/> からダウンロード可
申 6月16日(月)(必着)までに、東京都住宅供給公社募集センターへ郵送
※抽選を行わない空き家住宅は、同公社HPから応募できます。
問 東京都住宅供給公社募集センター(☎03-3498-8894)
◆都市計画課(☎042-438-4051)

分譲マンション耐震アドバイザーを派遣

市では、耐震診断・改修に関する専門家を派遣しています。耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成に関すること、耐震診断および耐震改修の必要性や改修に至るまでの取組方法に関することについて助言などを受けることができます。

- 対分譲マンションの管理組合^{ほと}
- 派遣回数^{ほと} 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回^{まで}
- ※そのほか詳細な条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。
◆都市計画課(☎042-438-4051)

災害に強い街づくりを進めています

木造住宅の耐震改修などの費用を助成

市では、木造住宅の耐震診断、耐震改修、耐震シェルター設置の費用の一部を予算の範囲内で助成します。

- ◆耐震診断費用の助成
対昭和56年5月31日以前の建築で、市内にある自己が所有し居住している木造住宅
□助成金額 6万円を上限に、耐震診断費用の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)
- ◆耐震改修費用の助成
対耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合せず、市の定める基準に沿って耐震改修を行った住宅
□助成金額 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)
※別途、所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。
- ◆診断・改修共通事項
診断機関は「(社)東京都建築士事務所協会北部支部の会員」「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所」「建築士で市長が認めたもの」に指定しています。

- ◆耐震シェルターなどの設置費用の助成
対市内在住の65歳以上の方、または身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由による障害の程度が1級・2級・3級の方のみで構成される世帯で、世帯全員の間所得額が200万円以下の世帯
□対象建築物 昭和56年5月31日以前の建築で、市内にある自己が所有し居住している木造住宅
□助成金額 30万円を上限に、設置費用の10分の9以内(千円未満の端数は切り捨て)
- ◆診断・改修・シェルター共通事項
助成金の交付は、同一の住宅に対して耐震診断で1回、耐震改修または耐震シェルター設置どちらか1回を限度とし、診断・改修・シェルター設置の完了後に交付します。
※そのほかにも助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工された場合は助成できませんのでご注意ください。
◆都市計画課(☎042-438-4051)

浸水ゼロ・安全・快適！下水道

浸水対策強化月間 6月1日(日)～30日(月)

東京都下水道局では、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定め、下水道施設の安全性の確保と都民の皆さんの防災意識の向上を図る取り組みを行っています。

※東京の雨が一目でわかる「東京アメッシュ」をインターネットで公開しています。
HP <http://www.gesui.metro.tokyo.jp/>
問 東京都下水道局流域下水道本部(☎042-527-4828)
◆下水道課(☎042-438-4059)

雨水浸透施設の助成制度をご利用ください



雨水浸透施設

市では、集中豪雨や台風による浸水被害を少なくするため、降った雨を道路や河川に流さないための取り組みを行っています。この取り組みの一つとして、雨水浸透施設を設置する際の設置費用の一部(上限額15万円)を助成しています。

- 助成対象 市内にある個人が所有する住宅に雨水浸透施設を設置する工事
- 助成事業実施期間 6月～平成27年2月末(予定)
※助成対象に該当するかなど、詳細は下記へお問い合わせください。
◆下水道課(☎042-438-4059)